

平成二十五年六月十四日受領
答 弁 第 九 四 号

内閣衆質一八三第九四号

平成二十五年六月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出東日本大震災復興予算流用問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出東日本大震災復興予算流用問題に関する質問に対する答弁書

一について

震災等緊急雇用対応事業は、被災求職者又は平成二十三年三月十一日以降に離職した失業者に対する短期の雇用・就業の機会を創出し、又はそれに加えて地域のニーズに応じた人材育成を行うものである。ただし、震災等緊急雇用対応事業により平成二十五年度以降新たに開始する個別の事業については、被災求職者のみを対象としている。

二及び三について

お尋ねの「ウミガメの保護観察」は、鹿児島県屋久島町の「ウミガメ保護監視事業」を指すものと考えられるが、同県の事業計画書によれば、この事業は、ウミガメの保護に係る監視活動及び海岸保全に係る啓発を行うものであり、平成二十四年度の事業費は二百八十三万六千円である。また、お尋ねの「ご当地アイドルのイベント」は、鳥取県の「まんが王国とっとりPRキャラバン隊事業」を指すものと考えられるが、同県の事業計画書によれば、この事業は、同県内で行われる様々な漫画及びアニメ関連のイベント等を宣伝するキャラバン隊を編成し、これらのイベントの誘客の促進を図るものであり、同年度の事業費

は四千六百万六千円である。政府としては、鹿児島県及び鳥取県が震災等緊急雇用対応事業の実施に活用する基金の積み増しを行うために必要な額を両県に交付したものであり、両県が震災等緊急雇用対応事業により実施する個別の事業に対する御指摘の「予算付け」については、震災等緊急雇用対応事業の事業主体である両県が、地域の実情に応じて判断したものと承知している。

四について

平成二十四年度における震災等緊急雇用対応事業の実績については、都道府県に対して報告を求めているところであり、お尋ねについて現時点でお答えすることは困難である。

五について

政府としては、復興関連予算については、「流用」等の批判を招くことがないよう、使途の厳格化を行い、平成二十四年度補正予算及び平成二十五年度予算において、被災地の復旧・復興に直接資する施策に係る経費のみを計上することを基本として、所要の経費を計上したところである。